

政務活動費対象事業実績報告書

令和元年 5月 29日

会派・議員名 海老 克昌

整理番号		使途項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務費・人件費・事務所費
------	--	------	--

(事業内容)

事務所賃賃料

平成31年4月分

月額 ¥100,000 の按分で 月額 ¥50,000

	経費の内容	金額(円)	備考
	上記事業に 要した経費	事務所家賃	¥50,000
		《合計》	¥50,000

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証 海老 瓦 昌 様 No. _____

★ ¥100,000

但 身代水市本町三丁目18-10 4月分家賃として

2019年 4月 2日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ヴケ-55

〒939-0311 秋田県横手市3309-1

株式会社新築地所

代表取締役 河野 俊 三



事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 新栄地所（以下「甲」という。）と借主 海老克昌（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	本町3丁目 新栄ビル		階 号室	
	所在地	(住居表示) 射水市本町3丁目18-10 (登記簿) 射水市本町三丁目22番2・22番3		区画番号 ()	
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・軽鉄骨造・その他 () 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / <u>(2) 階建</u> 全 () 戸			
	種 類	店舗	新築年月	昭和42年 10月	
	面 積	321.44m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

平成29年 5月 1日 から 平成31年 4月 30日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 平成27年 4月 27日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 (内消費税等 円)	家財保険料	円
敷 金	160,000円 (賃料 2ヵ月)		円	附属施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヵ月)	償却			
その他の条件					
貸与する種	種 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期 翌月分を前月 末日まで					
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX 株式会社新栄地所 代表取締役 河尻俊二			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)		
	(自宅) TEL	-	-
	(勤め先) TEL	-	- (会社名・部署名)
	(携帯) TEL	-	-

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	新築地所
	住所	射水市小島581-1

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL ()
貸貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣 () 第 号
全国貸貸不動産管理業協会会員番号		※全国貸貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(貸貸不動産管理士・貸貸不動産経営管理士：登録番号) ※貸貸不動産管理士または貸貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新は自動更新とする	
------------	--

頭書(8) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 4月 27日

甲・貸主	氏名 株式会社新栄地所 代表取締役 河尻俊二	TEL 0766-(51)-7200
	住所 射水市小島581-1	
乙・借主	氏名 海老克昌	TEL () () ()
	住所 射水市庄西町2-17-7	
連帯保証人	氏名	TEL ()
	住所	
保証機関		

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称 株式会社 新栄地所	商号又は名称
	代表者の氏名 河尻 俊二	代表者の氏名
	主たる事務所 富山県射水市小島581-1	主たる事務所
	所在地・TEL (0766)-51-7200	所在地・TEL
	免許証番号 富山県知事(6)第2130号	免許証番号 () 第 号
免許年月日 平成25年11月4日	免許年月日 年 月 日	
宅地建物取引主任者	氏名	氏名
	登録番号 富山県知事 第 号	登録番号 知事 第 号
	業務に従事する事務所名 株式会社 新栄地所	業務に従事する事務所名
事務所所在地 富山県射水市小島581-1	事務所所在地	
TEL (0766)-51-7200	TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヵ月分相当額を差引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ

ばならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭等(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - その他費用が軽微な修繕。
 - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 - 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 銀行取引の停止。
 - 破産手続きの開始。
 - 民事再生手続きの開始。
 - 会社更生手続きの開始。
 - 特別清算手続きの開始。
 - 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 - 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して、1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から、1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して、1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が貸借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)10%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

- 第18条 (B) 本契約は、が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 3 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(8)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- 5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

海老克昌後援会事務所及び海老克昌事務所の

経費按分に関する覚書について

下記の事務所経費を海老克昌後援会経費と海老克昌の政務調査活動に係る経費

を最大2分の1に按分するものとする。

事務所賃借料・人件費・光熱水費・電話料・コピー経費・ホームページ・インタ

ーネット維持経費等、文具等、その他

平成31年4月1日

〒934-0001

射水市本町3丁目18-10

海老克昌後援会

会 長

〒934-0001

射水市庄西町2丁目17-7

富山県議会議員

海老 克昌

政務活動費対象事業実績報告書

令和元年 5月 29日

会派・議員名 海老 克昌

整理番号		使途項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 広報費 ・事務費・人件費
------	--	------	--

(事業内容)

県政報告会 開催案内状 郵送分

3月23日に県政報告会を開催。

県政報告会では、今後の活動についてもお話したので、郵送費から1割差し引いた分で計上します。

	経費の内容	金額(円)	備考
	上記事業に 要した経費	案内状 郵送分	¥166,714
		《合計》	¥166,714

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

--	--	--	--

次回口座振替のお知らせ

(Information of Current Bill)

海老 克昌

様

日本郵便株式会社



平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。
料金後納ご利用額につき、2019年04月22日に、下記のとおり口座振替により
お引き落としさせていただきますので、お知らせ致します。
お手数ですが、2019年04月22日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。

【お問合せ先】
小杉郵便局
電話：0766-56-9220

ご請求番号 (Billing ID) 320270-1003356-00	次回振替額 (Total Amount Due) 185,238 円 (うち消費税相当額) 13,721 円	金融機関 [REDACTED]	発行日 (Date of Issue) 2019年 4月 6日
ご請求の内訳 (Billing Details) 2019/03/01~2019/03/31 料金後納ご利用額 185,238円			

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いいただきます (郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払となります)。
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。

領 収 書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

右記、金額を

口座振替により領収致しました。

発行日

ご請求番号 (Billing ID)	
ご請求の内訳 (Billing Details)	
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	円 円
金融機関	

日本郵便株式会社



ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-04-0732069		A93120001
取扱店	ソフミナトショウセイマチ	
払込口座	00180-3	901196
払込金額	*185,238	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
記号番号	*****	*****
"あんしん" & "ぺんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

平成31年3月吉日

各位

海老かつよし後援会

会長 

海老かつよし県政報告会のご案内

謹啓 向春の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、日頃より富山県議会議員 海老かつよしには、格別なるご厚情を賜り誠にありがとうございます。
とうございます。

このたび、海老県議のこれまでの活動をお伝えする県政報告会を開催致しますので、ご多用中とは重々承知しておりますが、是非ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日時 平成31年3月23日(土) 19:30 ~ 20:10

場所 庄西コミュニティーセンター

住所 射水市庄西町1-17-48

以上

政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名 海老 克昌

整理番号		使途項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務費・人件費・事務所費
(事業内容)			
事務所電気料金			
平成31年4月分			

	経費の内容	金額(円)	備考
	上記事業に 要した経費	4月分	¥9,541
		《合 計》	¥9,541

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)



普通預金 (兼お借入明細)

差し引き残高の金額欄に「(マイナス)」記号がある場合は、お借入残高をあらわします。(ただし、残高に振替額が含まれる場合は、お借入の場合でも「(マイナス)」記号が振替されない場合があります。詳しくは窓口におたずねください)

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	31-04-22 電気料	*19,082		
18	31-04-25	*20,210	KDDIリョウキ	
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

(お知らせ)

- 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
- 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケンー ○○-○○
 トリダチー ○○-○○
 → お支払いできる日

お支払いできる期限は、所定の
不渡返還期限経過後となります。

2019年4月分 料金明細

ご契約者名 海老 克昌 様
 ご使用場所 射水市本町3丁目18-10
 お客さま番号 XXXXXXXXXX

年月	ご契約種別	ご契約容量	ご使用量	ご利用額	消費税等相当額 (再掲)	検針日	使用日数
2019年4月分	311	11kVA	163kWh	6,097円	451円	4月11日	27日

ご利用額		ご利用額内訳	
6,097円			
(うち消費税等相当額) 451円			
ご使用量		基本料金	2,433.35円
1段階目	112 kWh	電力量料金 (1段階目)	1,962.24円
2段階目	51 kWh	電力量料金 (2段階目)	1,087.83円
		燃料費調整額	141.81円
		再エネ発電調整金等	472.00円
合計	163 kWh		

合計金額の単位は1円とし、その繰数は切り捨てます。

この画面を閉じる

2019年4月分 料金明細

ご契約者名 海老 克昌 様
 ご使用場所 射水市本町3丁目18-10
 お客さま番号 XXXXXXXXXX

年月	ご契約種別	ご契約容量	ご使用量	ご利用額	消費税等相当額(再掲)	検計日	使用日数
2019年4月分	511	12kW	57kWh	12,985円	961円	4月11日	27日

ご利用額		ご利用額内訳	
	12,985円	基本料金	12,790.18円
	(うち消費税等相当額) 961円	力率割引・割引額	-639.51円
ご使用量		電力買料金(その他季)	620.73円
その他季	57 kWh	燃料費調整額	49.59円
		再工不発電慰謝金等	165.00円
合計	57 kWh		

合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

[この画面を閉じる](#)

政務活動費対象事業実績報告書

整理番号		使途項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・ 事務費 ・人件費
------	--	------	--

(事業内容)
 携帯電話使用料金
 平成31年4月分

	経費の内容	金額 (円)	備考
	上記事業に 要した経費	4月分	¥5,092
		《合 計》	¥5,092

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

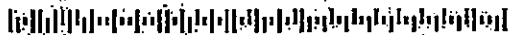
934-0001
富山県 射水市 庄西町 2丁目 17-7

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 5日

お知らせ INFORMATION

海老 克昌 様

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収証の別送について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし
分の領収証は5月下旬以降にハガキで別送いたします。ご了承ください。



01 10296842#-04A-T11M9AA



KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	20,210円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	■■■■■■■■■■
支店名 BRANCH	■■■■■■■■■■
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	■■■■■■■■■■

サービス別ご利用料金	
au電話料金 (内訳)	■■■■■■■■■■ 円
au機器代金	■■■■■■■■■■ 円
auかんたん決済利用料	■■■■■■■■■■ 円
※うち消費税等 (課税対象額は14,090円でした。)	■■■■■■■■■■ 円
※au合計台数 4台	■■■■■■■■■■ 円
	10,185円

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。
個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。
封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ先	お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00(年中無休)
	◆au携帯電話から 局番なし 157(無料)	◆一般電話から 0077-7-111(無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2019年3月ご請求分(2月利用分)

海老 克昌 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を3月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード	CUSTOMER CODE	■■■■■■■■■■
領収金額	AMOUNT RECEIVED	■■■■■■■■■■ 円
うち消費税等	TAX	■■■■■■■■■■ 円
金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	■■■■■■■■■■
支店名	BRANCH	■■■■■■■■■■
口座番号	ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都千代田区千代田1-2-1 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

料金内訳書

<凡例> *：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

△ 0296842 00002/00003 △

KDDI株式会社

海老 克昌 様

ご請求コード： [REDACTED]

発行日：2019年 4月 5日

2頁

● a.u.電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	10,185		
<3月ご利用内訳>			
ご利用内訳	10,185		a.u.お客様コード [REDACTED]
▼プラン利用料	7,500		
auフラットプラン30(カケホ/V)	3,980		フラットずっとク
2年契約+家族割	-1,500		
LTE・NDT	300		
auフラットプラン30(データ/V)	6,720		フラットずっとク
オプション使用料割引額	-1,000		スマホ応援割
auスマートバリュー	-1,000		
▼オプション使用料	700		
割込通話	200		
テザリングオプション	500		
▼通話料/auフラット30(カケホ/V)	39		
通話料	22,740		
SMS(Cメール)送信料	48		
auフラット30(カケホ/V)割引額	-22,100		
家族割/SMS(Cメール)送信料	-9		対象SMS(Cメール)送信料を全額割引します。
2年契約+家族割/通話料	-640		対象家族通話を全額割引します。
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	1,285		
Apple製品保証/税込	1,026	*	(本体価格9,500円)
Apple製品 紛失補償/税込	259	*	(本体価格2,400円)
▼ユニバーサルサービス料	2		1番身当たり料 2円のご請求となります。
▼消費税等(8%)	659		8%消費税の課税対象額 8,241円

auご利用月数は2019年 4月で15年 1ヶ月目です。

【LTE・WiMAX2+等通信量】 21.97GB

● a.u.機器代金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	[REDACTED]		
<3月ご利用内訳>			
ご利用内訳	[REDACTED]		a.u.お客様コード [REDACTED]
▼購入機器代金	[REDACTED]		
分割支払金	[REDACTED]	*	[REDACTED]
ご利用番号	[REDACTED]		
<3月ご利用内訳>			
ご利用内訳	[REDACTED]		a.u.お客様コード [REDACTED]
▼購入機器代金	[REDACTED]		
アップグレードプログラム料	[REDACTED]	*	[REDACTED]
分割支払金	[REDACTED]	*	[REDACTED]
機器代金ポイント割	[REDACTED]	*	[REDACTED]

● a.u.かんたん決済利用料

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	[REDACTED]		
▼a.u.かんたん決済利用料	[REDACTED]		
auスマートパスプレミアム/税込	[REDACTED]	*	
auサービス情報料/税込	[REDACTED]	*	
auかんたん決済/情報料/税込	[REDACTED]	*	

● 総合計 20,210円

・「フラットずっとク」は、auスマートバリュー非適用時の「auフラットプラン30」と従来のプラン(「カケホ+データ定額30」)の差額1,500円を表す愛称(*)です。 ※「auフラットプラン30」からの割引ではありません。

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名 海老 克昌

整理番号	...	使途項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務費・ 人件費
------	-----	------	---

(事業内容)

人件費

平成31年4月分

月額 ¥150,000 を按分 ¥75,000

	経費の内容	金額(円)	備考
	上記事業に 要した経費	4月分	¥75,000
		《合計》	¥75,000

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

海老原昌様

No.

金額

¥750.00

但 4月分給年

2019年4月26日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額(%)



労働契約書

使用者
事業所の所在地
職名

海老克昌
射水市本町 3-18-10

被使用者
現住所
氏名及び性別
生年月日

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

- 使用者 海老克昌 と [Redacted] とは次のとおり労働契約を締結する。
- 1 契約期間 2018年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで。
 - 2 就業場所 富山県射水市本町3丁目18-10
海老かつよし事務所
 - 3 仕事内容 県内外の情勢調査、政調費の帳簿作成、後援会の事務
 - 4 始業時刻 始業時刻は、9時とし、終業時刻、17時とする。
 - 5 休憩時間 12時から13時までの60分間
 - 6 所定外労働 A. 所定時間外労働をさせることがある。
B. 休日労働をさせることがある。
 - 7 休日 火・木・土・日(隔週)・祝日、年末年始(1月1日、1月2日、1月3日、1月4日、12月29日、12月30日、12月31日)
 - 8 年次休暇 6か月以上勤務し、所定労働日の8割以上出勤したとき、継続した勤務期間が6か月以降10日、1年以降11日、2年以降12日、3年以降13日とする。
 - 9 賃金 A. 基本給 月給 ¥150,000
B. 時間外、休日労働に対する割増し賃金率
C. 賃金の支払 毎月月末締め翌月末支払
D. 支払方法 現金
E. 昇給 なし(但、契約更新時にあり得る)
F. 賞与、退職金 なし
 - 10 退職に関する事項 A. 契約期間満了を迎えた場合。但、勤務成績、態度、能力により契約の更新はある。
B. 自己の都合で退職される場合は、1か月以内に届け出ること。
 - 11 その他 育児休暇、介護休暇については別に定める。
 - 12 本契約書は、労働基準法第15条及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働条件の明示をするものである。

2018年 X月 / 日

使用者氏名

海老克昌

被使用者氏名

[Redacted]

勤 務 実 績 表

平成31年4月度

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 17:00		17	水	9:00 ~ 17:00	
2	火	: ~ :		18	木	: ~ :	
3	水	9:00 ~ 17:00		19	金	9:00 ~ 17:00	
4	木	: ~ :		20	土	: ~ :	
5	金	9:00 ~ 17:00		21	日	: ~ :	
6	土	: ~ :		22	月	9:00 ~ 17:00	
7	日	: ~ :		23	火	: ~ :	
8	月	9:00 ~ 17:00		24	水	9:00 ~ 17:00	
9	火	: ~ :		25	木	: ~ :	
10	水	9:00 ~ 17:00		26	金	9:00 ~ 17:00	
11	木	: ~ :		27	土	: ~ :	
12	金	9:00 ~ 17:00		28	日	: ~ :	
13	土	: ~ :		29	月	: ~ :	
14	日	9:00 ~ 17:00		30	火	: ~ :	
15	月	: ~ :					
16	火	9:00 ~ 17:00					

月 額 円